

### 様式 3

#### 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		食品表示（品質事項に限る）に関する行政指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		食品表示法
条 項		法第6条第1項、第7条
所 管 課		経済局 農業政策部 農業政策課（電話：048-829-1376）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準（品質事項に限る）の違反に係る同法第6条第1項の指示及び指導並びに同法第7条の公表のさいたま市対応指針」に基づき、食品表示基準違反している業者に対して、指示を行う。また、当該指示に従わなかったことが確認された場合に命令を行う。指示、命令を行った場合は併せて公表を行う。</p> <p>ただし、食品表示基準違反に常習性がなく過失による一般的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、指導する。</p>
備 考		